

四日市市告示第28号

四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第15条の規定に基づき四日市市母子・父子福祉センターの指定管理者を次のように定める。

平成31年 1月24日

四日市市長 森 智 広

- 1 指定日 平成31年 1月22日
- 2 公の施設名 四日市市母子・父子福祉センター
- 3 指定管理者の名称及び所在地
 - (1) 名称 社会福祉法人四日市市社会福祉協議会
 - (2) 所在地 四日市市諏訪町2番2号
- 4 指定期間 平成31年4月1日 から 平成36年3月31日

(こども未来部こども保健福祉課)